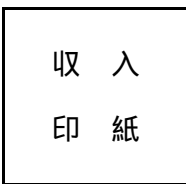


業務委託契約書（案）

1 業務委託の名称	公園等照明LED化推進事業業務委託			
2 履行場所	相模原市 一円 地内			
3 契約金額	十億	百万	千	円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額				
4 契約期間	契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。			
5 契約金額の支払	受注者は発注者に対し、この契約に定める業務委託料を請求するものとし、発注者は当該請求書が適正であると認めるときは、当該請求書を受理した日から30日以内に相模原市指定金融機関において支払うものとする。			
	前金払	（ 一括払	分割払	）
	概算払	（ 一括払	分割払	）
	確定払	（ 一括払	分割払	）
	備考			
6 契約の保証	現金		履行保証保険	円
	有価証券			円
	銀行等、保証事業会社の保証			円

上記の業務委託について、発注者と受注者は、次のとおり委託契約を締結する。
この契約を証するため、本書2通を作成し、各自記名押印のうえ、その1通を保有する。

令和 年 月 日



発注者 相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市
代表 相模原市長 本村 賢太郎 印

受注者 所在地
名 称
代 表 印

(目的)

第1条 本業務は、相模原市内の公園・緑地の照明を業務委託でLED照明機器に交換することにより、省エネルギー化、二酸化炭素排出量の削減、安心・安全の向上を図ることを目的とする。

(業務内容)

第2条 本業務の内容及び履行は、別添「公園等照明LED化推進事業業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)に基づき、発注者及び受注者が協議の上、別に定める「事業計画書」によるものとする。

2 別途「公園等照明LED化推進事業業務委託提出様式」にて受注者が提案をした内容については、原則として履行すること。

(検査及び引渡し)

第3条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを契約代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前4項の規定を準用する。

(契約代金の支払い)

第4条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、契約代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に契約代金を相模原市指定金融機関(相模原市下水道事業にあっては、相模原市下水道事業出納取扱金融機関)において支払わなければならない。この場合において、契約保証金の納付があるときは、併せて返還するものとする。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了した

ものとみなす。

(引渡し前における成果物の使用)

第5条 発注者は、第3条第3項若しくは第4項又は第9条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第6条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の履行期限を保証期限とする保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、契約書記載の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 前項の請求は、契約締結の日から20日以内にしなければならない。

3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から20日以内に前払金を支払わなければならない。

4 受注者は、契約金額が10分の2以上増額された場合においては、その増額後の契約金額の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

5 受注者は、契約金額が10分の2以上減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の契約金額の10分の4を超えるときは、受注者は、契約金額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第9条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

6 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、契約金額が減額された日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

7 第5項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに契約金額を増額した場合において、増額後の契約金額が減額前の契約金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の契約金額が減額前の契約金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の契約金額の10分の4の額を差し引いた額を返還しなければならない。

8 発注者は、受注者が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

第7条 受注者は、前条第4項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、契約金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第8条 受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費(この業務において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分引渡し)

第9条 成果物について、発注者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第3条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第4項及び第4条中「契約代金」とあるのは「部分引渡しに係る契約代金」と読み替えて、第4条第2項後段を除き、これらの規定を準用する。

2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第3条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第4項及び第4条中「契約代金」とあるのは「部分引渡しに係る契約代金」と読み替えて、第4条第2項後段を除き、これらの規定を準用する。

3 前2項の規定により準用される第4条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る契約代金の額は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分に相応する契約代金の額」及び第2号中「引渡部分に相応する契約代金の額」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前2項において準用する第3条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(1) 第1項に規定する部分引渡しに係る契約代金の額指定部分に相応する契約代金の額-(前払金の額×指定部分に相応する契約代金の額/契約金額)

(2) 第2項に規定する部分引渡しに係る契約代金の額

引渡部分に相応する契約代金の額-(前払金の額×引渡部分に相応する契約代金の額/契約金額)

(支払限度額等)

第9条の2 この契約において、各会計年度における契約代金の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)は、契約書記載のとおりとする。

- 2 支払限度額に対応する各会計年度の履行高予定額は、契約書記載のとおりとする。
- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の履行高予定額を変更することができる。

(前金払の特則)

- 第9条の3 この契約の前金払については、第6条中「契約書記載の履行期限」とあるのは「契約書記載の履行期限(履行期限の属する会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末)」と、「契約締結の日」とあるのは「市長が通知した日(この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)にあつては、契約締結の日)」と、同条及び第7条中「契約金額」とあるのは「当該会計年度の履行高予定額」とする。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。
- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第6条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。
 - 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第6条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分を含めて前払金の支払いを請求することができる。
 - 4 第1項の場合において、前会計年度末契約代金相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第6条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約代金相当額が前会計年度までの履行高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。
 - 5 第1項の場合において、前会計年度末契約代金相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、その額が当該履行高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第7条第3項の規定を準用する。

(第三社による代理受領)

- 第10条 受注者は、発注者の承諾を得て契約代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が発注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第4条(第9条において準用する場合を含む。)の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する業務中止)

- 第11条 受注者は、発注者が第6条又は第9条において準用される第4条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由

を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(監督員)

第 1 2 条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。

(1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の主任者に対する業務に関する指示

(2) この契約書及び事業計画書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の主任者との協議

(4) 業務の進捗の確認、事業計画書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第 2 項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める書面の提出は、事業計画書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(L E D 化照明灯の施工等)

第 1 3 条 受注者は、契約日から令和 5 年 3 月 2 4 日までの間に L E D 化照明灯の施工(以下「更新工事等」という。)を完了するものとする。

2 受注者は、更新工事等を行うに当たって、履行場所における発注者の業務運営及び管理に支障をきたさないよう十分注意するとともに、第三者に支障等を与えないよう、配慮しなければならない。

3 受注者は、主任者を設置し、同者に更新工事等の運営、監督を行わせるほか、この契約に基づく受注者の更新工事等に係る一切の権限を行使させるものとし、その氏名その他必要な事項を書面により、発注者に通知しなければならない。主任者を変更したときも、同様とする。

4 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち主任者に委任せず、自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

- 5 受注者は、更新工事等の施工等に必要な関係法令に基づく許可等を得ること及び検査を受けることに関する一切の責任を負うものとする。
- 6 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- 7 受注者は、LED化照明灯に緊急事態が発生したときは、これに対応するため、発注者に通知の上、対応するものとする。
- 8 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより、更新工事等の全部又は一部の施工を一時中止した場合において、第1項の規定にかかわらず、更新工事等の完了日について発注者及び受注者で協議の上、これを変更することができるものとする。
- 9 受注者は、更新工事が期間内に完了し、工期を短縮できるときは、工期の短縮変更を発注者に請求でき、第1項の規定にかかわらず、更新工事等の完了日について発注者及び受注者で協議の上、これを変更することができるものとする。

（不可抗力）

- 第14条 天災等の不可抗力など、発注者及び受注者いずれの責にも帰しえない事由により、本事業契約の全部又は一部の履行が遅滞又は不能となった場合、発注者及び受注者いずれも、当該不可抗力が存続する限度において、その責を免れるものとする。
- 2 発注者又は受注者は、不可抗力により本事業契約の全部又は一部の履行が困難となった場合は、双方協議のうえ、本事業契約及び事業提案の全部又は一部を解除若しくは変更することができるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

- 第15条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

- 第16条 受注者は、本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得て本業務の一部を第三者に委託する場合は、この限りではない。
- 2 前項ただし書の規定により、受注者は、本業務の一部を第三者に委託する場合は、その内容を明確にした書面を発注者に届出し、承認を受けるとともに、当該第三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。

（発注者の調査権等）

第17条 発注者は、受注者の本業務の実施に関して、必要な範囲で受注者に対して報告を求め、又は調査をすることができる。

2 前項に基づく報告又は調査の結果、受注者による本業務の実施状況につき、不十分な点が認められたときは、発注者は、本業務の実施に関して必要な指示を受注者に行うことができるものとする。

(事故等の報告)

第18条 受注者は、本業務の履行に支障を生じるおそれのある事故又は脅威の発生を知ったときは、必要な措置を講じるとともに、直ちにその旨を発注者に報告し、その指示を受けなければならない。

2 受注者は、前項の事故等が発生した場合には、詳細な経過及び今後の対処方針を遅滞なく発注者に提出しなければならない。

(守秘義務)

第19条 受注者は、本業務の履行により知り得た一切の情報を第三者に提供若しくは漏らし、又は本業務の履行以外の目的に使用してはならない。契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。

2 受注者は、本業務を処理するため、個人情報及び発注者が受注者に引き渡し、又は発注者が使用を認めた情報(以下「個人情報等」という。)を取り扱う場合は、別紙「個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(契約内容の変更)

第20条 発注者は、契約締結後に必要がある場合には、受注者と協議の上、契約内容を変更することができる。

2 前項の場合において、契約を変更するときは、書面によりこれを定めるものとする。

(損害賠償)

第21条 受注者は、故意又は過失により発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

2 受注者の責めに帰すべき事由により、受注者が第三者へ損害を与えた場合は、受注者がその損害を賠償しなければならない。

(契約不適合責任)

第22条 発注者は、成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、請求をすることができる期間は、検収後1年以内に限るものとし、修

補にかかる費用は受注者が負担するものとする。

(発注者の契約解除権)

第23条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者の責めに帰すべき事由により、契約を履行する見込みがないと明らかに認められたとき又は契約の履行を怠ったとき。
- (2) 受注者が、この契約に違反し、契約の目的が達せられないとき。
- (3) 受注者が、この契約の履行について、不正行為をしたとき。
- (4) 受注者のいずれかについて破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の申立てがあったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき等、受注者のいずれかが社会的信用失墜行為を行ったことが明らかになったとき。
- (5) 受注者から契約解除の申出があったとき。

2 第1項の規定により、契約が解除されたときは、受注者は、本業務が円滑に継続できるよう、発注者と協議のうえ、本契約の内容を引き継ぎできる事業者を選定するものとする。

3 第1項の規定により契約が解除されたときは、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

4 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、第27条の規定により契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって前項の違約金に充当することができる。

(暴力団等排除に係る発注者の解除権)

第24条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下本条及び第25条において、「条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められるとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。
 - (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下本条において、「県条例」という。)第23条第1項に違反したと認められるとき。
 - (3) 受注者が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。
 - (4) 受注者が、条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は受注者の支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、第27条の規定により契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって前項の違約金に充当することができる。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第25条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に定める暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

4 受注者は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

(受注者の契約解除権)

第26条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本事業契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 発注者が、正当な理由なしに、本事業契約に基づく義務を履行しないとき。

(2) 発注者が、正当な理由なしに、本事業契約に違反したとき。

(3) 発注者が、本事業契約の締結又は履行に当たって、不正の行為を行ったとき。

(4) 発注者の責に帰すべき事由により、本事業契約の履行が不能となったとき。

(5) 発注者から契約解除の申出があったとき。

2 前項の場合において、受注者に損害が生じたときは、受注者は、発注者に損害の賠償を請求することができる。この場合の損害賠償額は、発注者と協議の上で決するものとする。

(契約保証金)

第27条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号。以下「保証事業に関する法律」という。)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（契約の費用）

第28条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

（所管裁判所）

第29条 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による第一審の管轄裁判所とする。

（環境配慮事項）

第30条 委託業務の実施においては、次の各号の環境配慮事項に留意して業務を行うこと。

- （1）「相模原市環境方針」の主旨を踏まえ、業務の実施において省資源・省エネルギーに取り組む等、環境への負荷の低減を図るとともに、環境関連法令の規制等を遵守すること。
- （2）発注者への提出書類及び添付資料については、原則として再生紙を使用すること。
- （3）業務実施時に車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底し、他者に運搬等を委託する場合においても、アイドリングストップの実施を周知するよう努めること。
- （4）業務の実施においては、廃棄物の減量化・資源化に取り組むとともに、廃棄物の処理にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、条例、相模原市一般廃棄物処理実施計画など、関連法令等を順守し、適正に処理すること。

（疑義の解決）

第31条 仕様書、事業計画書又はこの契約書に定めのない事項並びにこの契約について疑義が生じたときは、発注者及び受注者で協議して解決を図るものとする。